

## 新広域ごみ処理施設整備運営事業に関するQ & A

(H30. 1. 31 時点)

組合では、平成 33 年度からの新処理施設の稼働に向けて、現在、事業者との設計協議を進めるとともに、工程表に基づき、本年度から、一造成工事を実施する予定としています。

特に建設工事に伴う影響が大きい地元住民及び事業者、収集運搬事業者から今後の事業実施に際して参考意見等をお伺いするため説明会を開催しました。説明会等で寄せられた意見やアンケートをもとに、それに対する回答について、以下、項目別にQ & Aとしてまとめましたのでお知らせいたします。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1. 新施設整備のうち施設仕様に関するもの | ・・・ 6 件 |
| 2. 新施設整備のうち環境関係に関するもの | ・・・ 3 件 |
| 3. 周辺道路の整備に関するもの      | ・・・ 8 件 |
| 4. 新施設への搬入車両に関するもの    | ・・・ 5 件 |
| 5. 新施設の運用に関するもの       | ・・・ 2 件 |
| 6. その他                | ・・・ 2 件 |

## 1. 新施設整備のうち施設仕様に関するもの

### ○計量器の台数は現在と比較しどうなるか？

⇒ 現在の施設では、進入退出を計量器 1 台、片側交互通行状態で行っているため、繁忙期には一部混雑を生じています。

新施設では、現在稼働する 3 施設への搬入車両台数を踏まえ計画し、進入側 2 基（うち 1 基は事業車専用レーン）、退出側 1 基を予定しています。なお、事業系の搬入車両については専用レーンを設けており、原則退出時の計量は不要となるため、進入退出それぞれ実質 2 レーンを予定し混雑時の対応が向上するものと考えています。

### ○焼却炉ごみ投入口数は？

⇒ 新施設の仕様関係については、新施設において処理すべき計画処理量に応じた標準設計基準等に基づき計画しており、投入口は全部で 5 基を予定しています。このうち、主に一般住民の方が利用するダンピングボックスは 1 基として計画しています。

### ○洗車場は？

⇒ 車両 5 台が同時に洗車できる設備・スペースを予定しています。主に収集運搬事業車両が地域内を衛生的に運行することに寄与するため、施設計画見込んでいます。利用に係る規定については、収集運搬の事業許可を所管する各構成市町とも今後調整します。

### ○新施設を利用可能な車両の規格制限は？

⇒ 車両の高さ約 2.8m、幅約 2.5m、長さとしては約 7.3m です。事業車両としては、4 t パッカー車相当になります。

### ○施設内搬入経路の明確化は？

⇒ 新施設では、事業車両と一般搬入車両など個人の持込み車両については、別経路を基本とし入口を分けるなどの車両動線にて計画しています。

### ○建設工事期間は？

⇒ 新施設に関しては、平成 30 年 9 月頃から土木建築工事着工を予定しています。なお、造成及び付帯工事については、今年度（平成 29 年度）内から一部実施を予定しています。また、周辺道路整備については、平成 31 年度からを予定しています。いずれも新施設の稼働を目指す平成 33 年度までに工事完了を予定しています。

## 2. 新施設整備のうち環境関係に関するもの

○土壌対策について、自己の経験では用地全ての覆土を2mほど撤去したが、組合の汚染土の対策は甘いのではないかと？

⇒ 土壌関連の調査は、地歴やボーリングを含め国のガイドラインに準じて実施しています。汚染土壌の位置等の状況から汚染源は安定しており、茨城県からは、平成30年3月30日までに水質分析を行うよう指導されていますが、より周辺地域の安心安全を担保するため、組合では年度内には汚染土壌を撤去する予定です。

○8月のアセス説明会やその際に配布されたチラシでは、現状より環境悪化につながることはないとの説明であるが、単純に広域化しごみ処理量が増えるのに、最新施設の導入により現状から悪化しないとの説明は理解できない。

⇒ アセス調査の際には、事業者選定前のため基本計画等の数値にて新施設の処理規模において通年稼働した場合として、結果的に過大に試算していましたが、各種環境基準を満足しています。

新施設では、アセス調査時より採用される環境基準がより良くなるとともに周辺設備等も最新のものが導入されること、また焼却量そのものが増えることにより大気への排気ガスの総量も増えますが、発電設備において排熱ガスを施設内で利用するため、煙突から出る排気ガスの総量自体が現施設より減ることになります。環境基準の採用数値は今後の実施設計段階で確定されますが、管内地域では、新治や茨城美野里での焼却施設は廃止となるため、地域内の全体排出量は確実に減ることが予想されます。

○新施設の環境対策としてどのような運用がなされるのか？

⇒ ごみ処理施設は、その設置管理に際して、廃棄物処理法をはじめ幾多の環境法令に定める基準により厳しく規制されており、従前から、地域住民の安心安全を確保するため、法令基準よりさらに厳しい値にて運用してきました。新施設でも引き続き適正管理に努めていくとともに、新たに環境監視モニター等の設置を予定し、常時地域住民が見られる体制を拡充していきます。

### 3. 周辺道路の整備に関するもの

○石岡側からの進入経路、T字路部には信号を設置すべきではないか？

⇒ 地元警察や茨城県の公安委員会との協議をしてきましたが、信号設置により逆に施設側での渋滞を誘発するとのお話しをいただいています。

○周辺道路整備として予定している区間 1 Km について、道路幅員は？

⇒ 道路の片側は 3 m が基準で、車道部 6 m、路肩含め 7 m 強、さらに歩道 2 m に側溝含めて全幅 11m 程度を予定しています。地権者との交渉もあるため予定どおり事業完了できるよう鋭意努力していきます。

○道路整備について改良前後の高低差は？

⇒ 現状一番低いところの地盤高は現在が 13.87m、計画高は 17.40m です。よって現在より 3.5m ほど高くなる計画です。

○歩道の整備を施設側に計画しているが、新施設への搬入車両の出入りを考慮すると、施設とは反対側が良いのではないか？

⇒ 現状、池側に歩道が設置されており、これに合わせて車以外で来られる方の安全面等も考慮し施設側に配置する計画としています。各種安全対策の実施についても関係機関と協議していきます。

○既存道路にこだわらないで専用道路を設けた方が良いのではないか（高低差・幅員等）？

⇒ 周辺道路整備に伴う検討については、平成 28 年度に周辺道路のあり方検討として、交通量調査を含め、現況における通過交通量や広域化に伴う搬入車両数など周辺道路交通状況の現況および将来予測を踏まえ、新施設の整備と合わせた施工性も加味した中で計画したものです。その際にも警察や地元市、さらには住民や議会への説明を行い、合意形成を図ったうえで計画しています。

○現状でも高浜周辺の道路は、年末やお盆などに道路渋滞があり、広域化に伴い拍車がかかる状況になるのではないか。県や地元市と連携し周辺道路の渋滞に係る道路整備対策を講じてほしい。愛嬌橋の速度規制においても広域化に伴い地域の生活道路としての機能低下が懸念されるなか、バイパス道路の早期整備を検討する考えはないか？

⇒ これまでにも、地元市の道路部門、警察との協議、収集事業者への説明会等を通じて、広域化に伴う影響緩和策について協議をしております。今回の新施設整備に伴う周辺

道路整備に関しては、広域化に伴う予測車両数や交通量調査を含む基礎調査など根拠データ等をもとに計画検討しています。従前からのバイパス道等の要望については、地元市において県政要望としてこれまでも例年実施してきており、あらためて地元市をはじめ関係機関と情報共有していきます。

○組合が実施する道路整備については、小美玉市側は玉里工業団地方面の分岐まで実施するとのことだが、施設周辺での国道6号バイパスなどの整備計画との連携が図られていない。玉里工業団地側からは、茨城美野里組合管内からの収集車両等の増加が見込まれるが、搬出入車両の通行抑制等を検討すべきではないか？

⇒ 周辺工業団地や収集運搬事業者への説明会を実施しており、昨年度に引き続きこの中でも組合側から、地元意見を踏まえた搬入経路に係る対応や運転マナー等の徹底等を含めお願いしていく予定です。

○過去の地元説明会でも、地元意見の大勢は施設建設そのものへの反対はない。白雲荘等の問題もあるが、特に周辺道路はしっかりと整備してほしい要望をしてくれている。当初からの地元住民との約束として、新施設建設までに道路もきちんと整備してほしい。また、工事車両の増加で危険増大が予想されるが、十分配慮してほしい。

⇒ これまで説明のとおり、新施設の供用開始にあわせて道路整備をする予定です。工事期間における関係車両や現施設の関連車両が共用する中、十分安全に配慮して工事を進めていきます。

#### 4. 新施設への搬入車両に関するもの

○搬入車両の混雑対策として計量器の増設のほか対策は講じているのか？

⇒ 新施設では、入口から計量器までの延長を270mほど予定しており、繁忙時の待機車両の対応能力は、現在と比較し約10倍程度になります。また、このほか、施設の入出口付近の車道に右左折レーンを設け、その延長が80mほど計画しており、計量器の増設と合わせて、繁忙期の待機車両対策を十分考慮しています。

○ごみ収集運搬事業者の搬入経路は？

⇒ 収集運搬事業者等への説明会を本年度も予定しており、その際にも、メインの搬入経路として石岡市側からの搬出入を促していきます。また、構成市町の委託事業者の収集曜日等の調整もあわせて考慮していきます。

○一般搬入車両の大きさ等を制限すべきではないか？

⇒ 車両の大きさ等による搬入制限については、計量できる車両規格内であれば別の規制等は設けておりません。今後、新施設の対応に係る課題として対応すべきか整理検討してまいります。

○広域化による車両増加に伴い周辺地域への排ガス等の問題ないか？

⇒ 国のガイドラインに基づき実施した環境影響評価調査において適正範囲内に予測評価されています。なお、別途実施した交通量調査の成果等も活用し、より現況に即した調査として行いました。

○石岡高浜方面からの搬入車両については、恋瀬川愛嬌橋からの利用も多くなるのではないか？

⇒ かすみがうら市方面からの車両が想定されますが、湖岸沿いのバイパス道の利用が主となると予想されます。また、広域化により増加が見込まれる車両台数や新施設の受付時間（朝夕の混雑時間帯とのずれ）などから影響は少ないものと考えております。昨年度に引き続き本年度も収集運搬事業者向けの説明機会等を予定しており、この中でも地元意見等を踏まえた対応等について説明してまいります。

## 5. 新施設の運用に関するもの

### ○新施設の受入日時は？

⇒ 受入日は月曜日から土曜日（祝日含む。）を予定しています。また、受入時間は8時30分～16時30分、昼時も休まず受入を行います。休業日については、日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を予定しています。

### ○新施設へのごみ持込み開始は？

⇒ 平成32年12月頃から新施設の試運転を行う予定であるため、これにあわせて一部ごみの受け入れを開始する計画です。ただし、一般のごみ持込みの方を含めては、平成33年4月の供用開始からを予定しています。詳細が分かり次第、追ってお知らせいたします。

## 6. その他

○実施設計がまとまるのはいつ頃か。設計の固まった時期に再度説明等の機会はあるのか？

⇒ 実施設計については基本設計をもとに材料等の中身等も含め確定するものであるため、設計内容やその他の関連事業の状況も踏まえながら検討いたします。また、これまで同様、お知らせチラシや市町広報紙、組合ウェブサイトの活用も考慮してまいります。

○ごみ袋（45 L）の料金が小美玉市は 200 円、石岡市は 150 円、同一の施設を使用するのに違うのはおかしい。新施設に向けて統一すべきではないか？

⇒ 指定ごみ袋は、地域内で排出されるごみ量を踏まえ、循環型社会、低炭素社会に寄与するため、各市町においてごみの排出抑制を図る処理手数料のひとつとして採用しており、ごみ袋の料金や規格等を含め各市町の条例規則で定めています。また、その決定変更の際は、国の方針等（基本方針、有料化の手引き等）を踏まえ、各市町に設置する審議会の意見を聞いたうえで議会の議決による手続きを経て決めています。このため各市町における政策判断や合意形成に委ねられますことをご理解ください。

⇒ 現在まで、合併時の協議により現行の料金体系になっています。広域化を見据え、今後、構成市町とも連携をしながら協議してまいります。（市担当課）